

辺野古土砂北九州

発行…2022年1月号・No.26



北九州市議会 12 月議会の最終日、「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を採取しないことなどを求める意見書」が、全会一致で可決されました。嬉しくて傍聴に行った世話人で記念写真。撮影は大野さん。

《目次》

新年の御挨拶	2 ページ
「遺骨等を含む土砂を採取しないこと」北九州市議会で採決	5 ページ
世話人会では、「沖縄島(おきなわじま)」と呼ぶことに	8 ページ
【連続エッセイ】「瞬で変わる太陽に思う」(浦島悦子)	9 ページ
【連続学習会・日米合同委員会】第 4 回報告《横田空域》	10 ページ

写真…大野保徳・八記久美子・他



発行 「辺野古土砂ストップ北九州」

新年あけましておめでとうございます。 今年もよろしく願いいたします。

辺野古土砂北九州が発足して、7 回目の新年を迎えました。みなさんはどのような新年を迎えられたでしょうか。



■今年の沖縄は

今年は沖縄復帰 50 年。また、1 月 23 日には、名護市長選挙。9 月 29 日には、沖縄県知事の任期が満了します。

さらには、沖縄防衛局が沖縄県に昨年提出した辺野古の設計変更について、沖縄県は不承認としましたが、沖縄防衛局は対抗処置として 12 月 7 日、斉藤鉄夫国土交通相に不服審査請求を申し立てました。

辺野古をめぐる、政府はこれまでも行政不服審査請求を多用。本来は、国民が行政に対する不服を申し立てる制度を、安倍、菅両政権では、防衛省が「身内」である国土交通相らに審査請求を繰り返してきました。

これまでの様に、国交相が防衛省の主張を認めても、県は国の第三者機関「国地方係争処理委員会」や司法の判断を仰ぐ可能性が高く、決着するまでは軟弱地盤が見つかった大浦湾側の工事には着手できません。

■総会の方針に沿って…北九州

辺野古土砂北九州では、昨年 8 月の総会で決めた「今年度の活動方針」に沿って、コロナ禍で制約を受けながらも、それなりに運動を進めています。当会では北九州市議会に提出した二つの請願のうち、「遺骨の混じった南部の土砂の意見書提出」は可決されましたが、「日米地位協定見直しの意見書提出」は継続審議になったままで、攻めあぐねています。

21 年度も折り返しに入りました。世話人会として、次の総会に向け活動方針が達成できるよう、みなさんの先頭で頑張りたいと思います。会員のみなさんの、各取り組みへのご参加をお願いして、世話人会からの新年の挨拶とします。

辺野古土砂ストップ北九州 世話人一同



昨年12月の小倉駅宣伝の様子

紹介議員・根回し・議員提案…何人もの議員さんに感謝 遺骨等を含む土砂を採取しないこと 「北九州市議会として意見書提出」可決

全国 150 の自治体で可決(年末時点)

■これでは、可決は難しい…

辺野古土砂北九州では、昨年の 8 月の総会で、「辺野古新基地建設中止」「遺骨の混入する土砂を辺野古に使うな」「日米地位協定の改定を求める」の意見書の採択を、北九州市や福岡県に求めていくことを確認しました。

世話人会では、総会後さっそく「遺骨の混入する土砂を辺野古に使うな」と「地位協定の見直し」の意見書提出を北九州市に求める請願を行なうために、紹介議員になっていただきたいと、各会派をお願いをしました。

しかし、大きな会派から紹介議員になることを断られてしまいました。北九州の遺族会の方とのコンタクトも取れず、このままでいけば採択は難しい状況でした。

■思わぬ展開が

そうこうするうちに「総務財政委員会」での口頭陳情の日がやって来ました。会派の意見とは別に、個人的には積極的な意見を述べてくれる議員や、ずっとうなずいている議員。事前に私たちの話を聞いてくれる議員もおられました。結果は継続審議に。

そんな中、「総務財政委員会」の副委員長が、議員提案としてこの問題を取り上げ、各会派の調整に回ってくれました。その結果、全会派の賛同が得られ、議会での全会一致の採択となりました。予想もしていなかった展開です。

意見書の項目は「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を採取しないこと」「戦没者の遺骨収集の促進に関する法律」を遵守し、政府が主体となって戦没者の遺骨収集

を実施すること」の 2 点です。私たちの趣旨文には、「辺野古の埋め立てに使用しないこと」の文字が入っていましたが、採択された趣旨文の中には「辺野古」の文字は出てきません。そうでないと可決されなかったのだろうと想像します。



■1,482 筆の署名ありがとうございました。

なお、「遺骨の混入する土砂」の請願については、並行して署名を集めていました。この署名は 5 回に分けて北九州市議会に提出しました。私たちの手元には、1,482 筆の署名が寄せられました。署名をお寄せいただいたみなさん、集めていただいたみなさん、本当にありがとうございました。



可決され、喜び合う世話人たち

「沖縄本島」って言ってたけど、ひとつひとつに意味があるんやね…

世話人会では沖縄島(おきなわじま)と言うことに

辺野古土砂ストップ北九州 事務局長 八記久美子

■この話のはじまり

今、土砂全協(土砂搬出反対全国連絡協議会)では、来年の鹿児島総会の準備をしています。私は土砂全協の役員として、総会の準備に関わっていますが、その会議の中で、いわゆる「沖縄本島」と呼んでいた島を、「沖縄島(おきなわじま)」と呼ぶ方がいいのではないかという話になりました。

■提案の理由はね…

①奥間政則さんが講演の中で、「石垣島や宮古島の方は沖縄本島という表現に違和感(上下関係・かつての支配関係を彷彿とさせる)を感じると知り、自分は沖縄島と言います……」という内容のことを話されていた。

②奥間さんの話を聞いた後、講演やゲート前でも沖縄島と言う方が多い事に気が付いた。

③2019年10月31日の琉球新報にこんな記事(下枠)があった。

■納得し、さっそく北九州で

理由を聞いて、私は納得しました。「なるほど」です。そこで、12月の北九州の世話人会で、この話をしました。世話人会でも「なるほど」という事になり、北九州の世話人会では、今後「沖縄島(おきなわじま)」と言ったり書いたりすることにしました。

(やつきくみこ)

19.10.31の
琉球新報より

「沖縄本島」ではなく「沖縄島」 「本島」「離島」という表現は差別の指摘受け 県の公文書には規定なし

24日に開催された県環境影響評価審査会で、事務局が提示した答申案に「沖縄本島」との表記があったのに対し、委員から「本島」「離島」という表現が「差別」だとする問題提起があるとの文脈で、「本島」という表記も「沖縄島」とすべきではないかとの指摘があった。これを受けて事務局の県環境政策課は、審査会の答申案で「沖縄島」とする方向で調整している。

議論のきっかけは勝連半島南側道路(仮称)整備事業に関する審査会の答申案。県環境部によると事業者の中部土木事務所が「沖縄本島」と表記していたのを答申案に引用した。

24日の委員会では照会を受けた地質専門の委員から、地質に関する資料では「本島」や「離島」という概念は用いないと回答があり、宮城邦治会長が「科学的な表記」に倣うとして答申案の文言を「沖縄島」と修正する意向を示した。

8月に開かれた県振興審議会離島過疎地域振興部会では、外間守吉与那国町長が「離島」表記は「差別用語ではないか」と指摘し、「島しょ」と表記することを提案した経緯がある。

県総務私学課によると県の公文書で「沖縄島」と表記するか「沖縄本島」とするかの規定はない。ただ、沖縄振興特別措置法などでは「沖縄島」との文言が用いられている。一方で県広報課によると、県で作成されている文書のほとんどで「沖縄本島」と表記されている。一般に多用されていることが理由だという。県環境政策課によると生物や地理に関する文書では「沖縄島」と表記されることが多い。

瞬(す)で変わる太陽(ていーだ)に思う

ヘリ基地いらぬ二見以北十区の会共同代表／フリーライター



リーフを越えて太平洋に繋がる辺野古の海。太陽の昇る東の海だ。辺野古集落から眺めると、辺野古崎(岬)の地先にある長島・平島は、太陽の昇る方角に当たる。今は亡き辺野古のカミンチュ・Mオバアによると、辺野古の人々にとって「聖地」のようなものだという。「あんなところに基地を造ったら罰が当たるよ」と彼女は口癖のように言っていた。

今はもう、辺野古集落から長島も平島も見えなくなりました。島そのものが埋められるわけではないが、新基地建設に向けた埋め立て用護岸が造られて土砂投入が進み、その護岸の前に高く積まれたテトラポットが視界を遮っているのだ。

「見えるか、見えないか」は、ウガン(御願)にとって重大な意味を持つ。聖地が海を隔てていたり、遠くて直接行けない場合、「ウトゥーシ(お通し)」というウガンの方法があり、聖地を望む場所で行う。見えなければ、まして、それが埋立現場や軍事基地に遮られたら、ウトゥーシ自体が成り立たない。グソー(後生＝あの世)のMオバアはさぞ嘆いていることだろう…。

それでも太陽は毎朝変わらず、東の水平線を美しく染めて昇ってくる。欲と争いにまみれた人間界を浄化してくださいと、思わず手を合わせたくなる。海に囲まれた島の人々が、太陽が昇り・沈む水平線に特別な思いを抱き、ニライカナイ(水平線の彼方の理想郷)信仰を育ててきた心情がわかるような気がする。

「瞬(す)でる」という言葉がある。生まれ変わるという意味だ。沖縄では、太陽は西の水平線に沈み、瞬でて(ニライカナイで生まれ変わって)再び東の水平線から昇って

くると考えられてきた。私たち人間はいつ、瞬で変わって、本来の道に戻ることができるのだろうか…？

既に埋め殺されてしまった辺野古崎の前の海は、かつて、太陽の光を浴びてエメラルドグリーンに輝く浅海だった。多種多様なサンゴが花咲き、色とりどりの魚たちが泳ぎ、餌や隠れ場を求める「命のゆりかご」であり、広大な海草藻場が広がるジュゴンたちの大切な餌場でもあった。

海草藻場のことを辺野古の人々は「ジャングサヌミー」と呼ぶ。「ジャン」は「ザン」と同様ジュゴンのこと、「ジャングサ」はジュゴンの食べる草のことで、「ミー」は場所を指す。直訳すると「ジュゴンの食べる海草の生えているところ」という意味になる。

ジャングサは海藻とは違い、陸上の草と同じように光合成し、花も実も付ける植物だ。太陽の光が届く浅くてきれいな海にしか生息できない。「海に戻った象」とも言われるジュゴンが、この草しか食べないというのも因縁を感じさせる。

ジャングサヌミーのあるイノー(サンゴ礁の内海)の浅海は「海の畑」とも言われ、干潮時には人々が海の幸を求めて繰り出す。『辺野古誌』によると人々の生活圏であり、「陸の畑」と並ぶ経済圏でもあった。過去形にしたくないと改めて思う。

10 数年前、平島の周辺の海をシュノーケリングしたときの、夢のような時間を忘れることができない。先人たちは、海の中に広がる美しい命の世界を「竜宮」と名付けた。それら無数の命を埋め殺す「天に唾する」行為に、「罰」が当たらないはずがない。

(うらしまえつこ)

連続学習会…第4回報告

テキスト…「日米合同委員会」の研究(吉田敏浩著、創元社)

米軍優先・一都九県に広がる横田空域



12月11日に行った第4回学習会は、全員 zoom での参加でした。

今月からテキストは「日本の空」がテーマに。

毎度ですが、今回も講師の天久弁護士に、内容をまとめていただきました。



今回は、テキストの105～136頁までを勉強しました。

以下、テキストの内容の要約です。

■巨大な空の壁…横田空域

米軍横田空域(横田進入管制空域、ヨコタ・レーダー・アプローチ・コントロール・エリア)の航空管制は、米軍横田基地の航空管制官が行っており、離着陸の順序、飛行ルート、高度などを指示管理しています。

横田空域は、首都圏から関東・中部地方にかけて、東京・神奈川・埼玉・群馬のほぼ全域、栃木・新潟・長野・山梨・静岡の一部、福島のごく一部、一都九県にまたがる、南北に最長約300km、東西で最長約120kmの広さ、最高高度約7000mから、約5500m、4900m、4250m、3560m、2450mまで階段状に6段階の高度区分で立体的に設定されています。巨大な「空の壁」です。

■米軍に一便ごとに飛行計画書を提出

横田空域では、米軍戦闘機・輸送機の飛行などが優先され、民間航空機は米軍の許可、つまり一便ごとに飛行計画書を提出して事前調整しなければならず、米軍側が独占的に使用しています。

航空関係の労働組合からなる航空安全推進連絡協議会は、羽田空港からの離陸後、急旋回・急上昇して横田空域を飛び越えるという、航空機の性能上きびしい飛行を強いられていることから、例年、国土交通省に対し「民間航空機の安全かつ効率的な

運航を阻害している軍事空域の削減」を強く求めています。

横田空域では、横田基地や厚木基地を拠点とした米軍機が基地周辺などで低空飛行訓練を繰り返し、住民に爆音被害と墜落事故の危険を長年にわたりもたらしています。

■法的根拠示さない驚きの理由

横田空域の法的根拠について国土交通省に情報開示請求を行っても、情報公開法上の不開示自由である「国の安全・外交に関する情報」であり、「請求文書については、日米双方の合意がない限り公表されないことが日米両政府間で合意されており、これを公にすることは、米国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため」という理由で開示されません。

■日本の空なのに米軍優先

国内の航空管制に関する法律である、航空法(1952年制定)、航空法特例法(同)にも、航空管制を米軍が行えるという条文は一切ありません。

他方で、2004年に琉球新報社によりスクープされた「日米地位協定の考え方」(73年作成)には、米軍による飛行場管制、進入管制に関する国内法の根拠は、日米地位協定6条1項第1文及び第2文を受けた合

同委員会の合意(1959年合意)のみしかなく、航空法上積極的な根拠規定はない、したがって米軍による管制に従う法的義務はない、あるいは管制業務を米軍側に「事実上の問題として委任した」とされています。つまり、実態として、横田空域などでは米軍の管制指示に従わないと、米軍機との衝突などの危険があるため、民間機は仕方なく従わざるを得ないようになっているのです。

このような運用は、上記の日米地位協定6条1項第1文及び第2文に、「集団的安全保障(日米安保)の利益を達成する」ことが目的とされていることから分かるように、米軍の軍事活動のために民間の航空・通信体制を協調という名のもとに従わせるということで、軍事優先がその本質にあります。

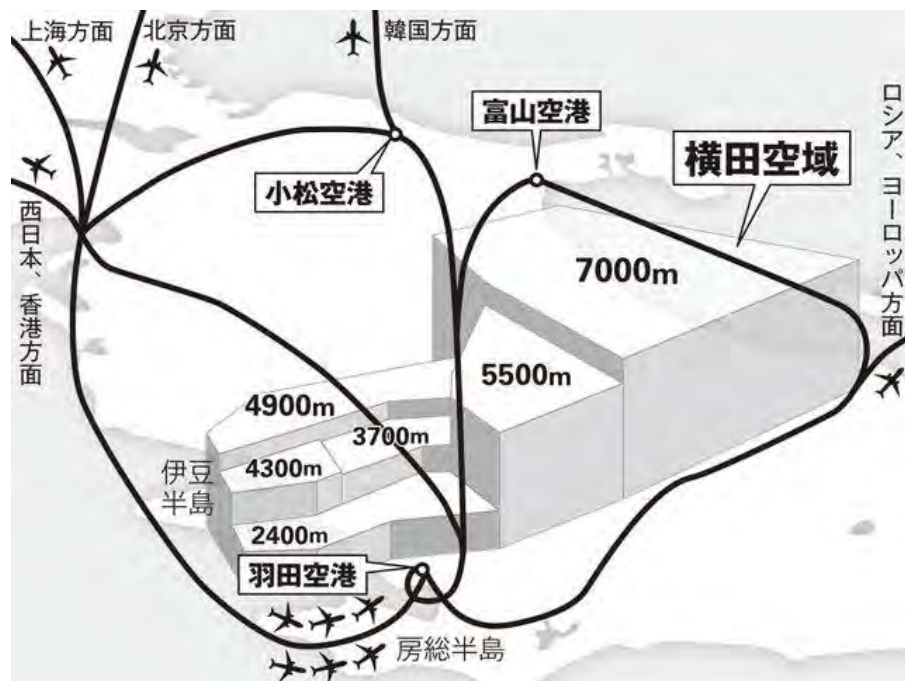
■法律を超える日米合同委員会の合意

本来であれば、1959年7月に、国内の航空管制業務が米軍から日本側に全面的に移管されるべきであったところ、同年5月

の日米合同委員会の民間航空分科委員会の第29回会合で合意され、同年6月の本会議で承認された「航空交通管制に関する合意」により、占領時代からの米軍による既成事実としての特権を承認したことが原因です。

「日米地位協定の考え方 増補版」には、合同委員会の決定(合意事項)は、いわば実施細則として、日米両政府を拘束するとされています。

しかし、国民の代表である国会議員に対しても秘密にされ、主権者である国民・市民の目からも隠されて、ごく一部の高級官僚たちが在日米軍高官らと密室で会合を繰り返して取り決めた「合同委員会の合意事項」—その正確な全容も公開されていない「いわば実施細則」が、法律を超えて「日米両政府を拘束する」ほどの力を持つこと、そんな異常なことがまかり通っているものでしょうか。(あめくやすし)



横田空域とそれを避けて通る民間機の主な航空路(テキスト:「日米合同委員会」の研究より転載)テキストの冊子には「週刊ポスト」2014年10月10日号をもとに作成」とあり

●2月の学習会は12日(土)10時〜zoomで行います。申し込みは、会報裏面のメールアドレスまで。前日に「招待」を送信します。

《辺野古土砂北九州・今後の予定》

- 1月 8日(土)…《天久学習会「日米合同委員会」第5回学習会》
10時～ zoomにて
- 1月22日(土)…《小倉駅街頭宣伝》16時～
- 1月26日(水)…《世話人会》14時～ 生涯学習総合センター・21学習室
- 2月02日(水)…《会報発送作業》14時～ 生涯学習総合センター・情報学習室
- 2月12日(土)…《天久学習会「日米合同委員会」第6回学習会》
10時～ zoomにて

コロナの関係で、取り組みが「中止」・「zoom」・「変更」になることがありますので、参加される方は、下記世話人にご確認ください。お手数をおかけしますが、よろしくお願いします。

編・集・後・記



みんなの視線の先が西山太吉さん。この日の参加者は9人。次回が楽しみですが、具体化はコロナ次第かなあ…。

12月の「西山太吉さんを囲む会」のテーマは、自民党最古の派閥である「宏池会」。池田勇人と佐藤栄作の対立など、その当時を知る新聞記者・西山太吉さんの話は、まさに歴史そのもの。その後話はどんどん展開し、この日の着地点は「旧安保」と「新安保」はどう違うのかという所に。課題や気づきがいっぱいの「囲む会」。参加者は、自分で見つけた宿題を、楽しみながら調べていることと思います。(y)

《「辺野古土砂北九州」の口座》

【辺野古土砂北九州の口座は】 ゆうちょ銀行 記号番号 01700-7-166911

【他金融機関から振り込む場合は】 ゆうちょ銀行 当座 一七九店 0166911

加入者名…「辺野古土砂ストップ北九州」

※加入者名が「辺野古埋め立て土砂搬出反対北九州連絡協議会」となった振込用紙も使用可能。

【お問い合わせ】 大野保徳 090-4482-0043 までお気軽に。

《辺野古土砂ストップ北九州》

〒803-0816 北九州市小倉北区金田 1-3-32-308

八記 080-1730-8895・南川 090-2853-7116・藤堂 090-6299-2608

kanpanerura888k@gmail.com